

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

〇

福島県報

目次

○福島県議会委員会条例の一部を改正する条例

条例

○福島県議会の議員の議員報酬の特例に関する条例

条例

福島県議会の議員の議員報酬の特例に関する条例及び福島県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県条例第六号

福島県議会の議員の議員報酬の特例に関する条例

福島県議会の議長、副議長及び議員の議員報酬月額は、平成二十四年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間において、県議会の議員の議員報酬等に関する条例(昭和二十二年福島県条例第十七号)第二条の規定にかかわらず、その者に対応する同条例別表第一に掲げる議員報酬月額から当該議員報酬月額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同表に掲げる議員報酬月額とする。

附則

- この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。
- 福島県議会の議員の議員報酬の特例に関する条例(平成二十三年福島県条例第六十八号)は、廃止する。

(議会議務局総務課)

福島県条例第七号

福島県議会委員会条例の一部を改正する条例

福島県議会委員会条例(昭和三十四年福島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(議事課)